

## 研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程

2007年11月7日制定

2007年度規程第42号

(目的)

**第1条** この規程は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究活動の不正行為に関し、学内外からの通報及び告発（以下「通報等」という。）に対する適切な取扱いを定めることにより、不正行為の早期発見及びその是正を図り、もって本大学における円滑な研究活動の推進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、「研究活動の不正行為」とは、次に掲げる行為及び当該行為に協力することをいう。

- (1) 研究費の不正使用 架空の取引、虚偽の申請、私的及び目的外の利用、業者及び個人との癒着による発注・委託等並びに研究費配分機関が定める規定等の違反により研究費を支出する行為
- (2) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (3) 改ざん 研究資料、研究機器及び研究過程を変更する操作を行うことにより、データ、研究結果等を真正ではないものに加工する行為
- (4) 盗用 他の研究者のアイディア、試料、分析・解析方法、研究結果、論文又は用語の使用に関し、当該研究者の承諾又は適切な表示を行うことなく流用する行為
- (5) その他不適切な行為 研究活動又はその成果発表の過程における不適切なオーサiership、二重投稿等の研究倫理に反する行為等、前各号に規定する行為に類する行為

(受付・相談窓口)

**第3条** 通報等の受付窓口を理事長が指名する弁護士（以下「弁護士」という。）とし、通報等にかかわる相談窓口を研究推進部に設置する。

- 2 通報等があった場合、弁護士は、学長が指名する研究担当の副学長（以下「担当副学長」という。）に対し、通報等の内容を速やかに連絡する。

(通報等の取扱い)

**第4条** 通報等は、電話、文書、ファクシミリ、電子メール又は面談等の方法によるものとする。

- 2 通報等があった場合、担当副学長は、次に掲げる事項を確認するものとする

る。

- (1) 受付窓口に通報等を行った者（以下「通報者」という。）の氏名，所属（職業）及び連絡先
  - (2) 研究活動の不正行為を行ったとする研究者の氏名又は団体，グループ等の名称（以下「被通報者」という。）
  - (3) 研究活動の不正行為の具体的な内容及び当該行為を不正とする合理的理由等
- 3 前項に規定する事項について担当副学長が確認できない通報等は，原則として受理しないものとする。ただし，担当副学長が匿名で通報等を行うことに妥当性があると認めた場合は，この限りでない。
- 4 担当副学長は，通報等を受理した場合には，速やかに学長に報告しなければならない。
- 5 担当副学長は，第3項において，通報等を受理しないことを決定した場合は，その旨，理由を付して通報者に通知する。

（悪意に基づく通報等の防止）

**第5条** 通報等があった場合，担当副学長は，悪意に基づく虚偽の通報等を防止するため，通報者に対し，次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 前条第2項各号に掲げる事項を確認できない通報等については受理しないこと。
- (2) 通報者に対し，調査協力を求める場合があること。
- (3) 調査の結果，悪意に基づく虚偽の通報等であると認められた場合には，通報者の氏名の公表，懲戒処分，刑事告発等を行うことがあること。

（予備調査）

**第6条** 学長は，第4条第4項の規定による報告を受けたときは，次に掲げる事項について速やかに予備調査を実施するものとする。

- (1) 研究活動の不正行為が行われた可能性
  - (2) 通報等の内容の妥当性
  - (3) 本調査の実施の必要性
  - (4) その他必要と認める事項
- 2 学長は，原則として被通報者の所属長又は被通報者の所属機関の長を，前項の規定による予備調査の実施にかかわる責任者（以下「予備調査責任者」という。）として指名する。
- 3 前項の場合において，被通報者が本大学の学籍を有する場合（以下「在学生」という。）は，学長は，被通報者が在籍する学部，大学院又は専門職大学院各研究科の長を，予備調査責任者として指名する。

- 4 予備調査責任者は、予備調査の実施に当たって、通報者、被通報者その他関係者（以下「通報者等」という。）に対し、協力を求めることができる。
- 5 前項の規定により協力を求められた通報者等は、予備調査の実施に当たって、積極的かつ誠実に協力するものとし、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。
- 6 予備調査責任者は、予備調査の開始日から、原則として30日以内に当該調査結果を学長に報告しなければならない。

（予備調査後の措置）

**第7条** 学長は、前条第6項の規定による予備調査の結果等に基づき、速やかに当該通報等について本調査を実施するか否かを決定する。

- 2 学長は、前項の規定により、本調査の実施を決定したときは、速やかに通報者及び被通報者に通知するとともに、予備調査責任者及び理事会に報告しなければならない。
- 3 学長は、第1項の規定により、本調査を実施しないことを決定したときは、理由を付して通報者及び被通報者（被通報者については前条第4項の規定により調査協力を求めた場合に限る。）に通知しなければならない。
- 4 学長は、予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づく虚偽の通報等であると判断したときは、その内容について当該通報者のほか、通報者の所属長又は通報者の所属機関の長に通知するとともに、当該通報者に対し、必要な措置を講じるものとする。
- 5 学長は、第3項又は前項の規定により通知を受けた通報者から、当該調査結果について不服の申立てがあったときは、必要に応じて、予備調査責任者に再調査を求めることができる。

（調査委員会）

**第8条** 学長は、前条第1項の規定により本調査の実施を決定したときは、速やかに研究不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 学長が指名する副学長 1名
  - (2) 副学長、教務部長、学生部長、学部長、大学院長、専門職大学院長、図書館長、和泉委員会委員長及び学長室専門員長のうちから学長が指名する者 2名以内
  - (3) 明治大学における研究費の適正管理に関する規程第7条第2項に規定する機関管理責任者（研究企画推進本部長、研究活用知財本部長、社会科学研究所長、人文科学研究所長及び科学技術研究所長）、研究企画推進副本部長及び研究活用知財副本部長のうちから学長が指名する者 1名

- (4) 学長が指名する専任教員 1名
- (5) 調査事項に関する学内外の専門家のうちから学長が指名する者

5名以内

- 3 通報者及び被通報者と利害関係を有する者は、委員となることができない。
- 4 調査委員会に委員長1名を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した順位により、他の委員がその職務を代行する。
- 7 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 8 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(本調査の実施)

**第9条** 調査委員会は、通報者等からの事情聴取等に基づき、被通報者にかかわる研究活動の不正行為の有無について調査及び認定を行う。

- 2 調査委員会は、本調査の実施に当たって、通報者等に対し、関係資料の提出等必要な協力を求めることができる。
- 3 前項の規定により協力を求められた通報者等は、本調査の実施に当たって、積極的かつ誠実に協力するものとし、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。
- 4 調査委員会は、証拠となる関係資料等を保全するとともに、被通報者に対し、当該調査にかかわる関係者との接触の禁止、保全を必要とする場所への立入禁止等必要な措置を求めることができる。
- 5 調査委員会は、前項の措置を求める場合には、被通報者以外の研究者の研究活動及び本大学の管理運営にかかわる業務に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(本調査における一時的措置)

**第10条** 学長は、被通報者に対し、本調査の実施決定日から調査委員会による当該調査結果の報告を受けるまでの間、通報等のあった研究にかかわる研究費の支出を停止することができる。

- 2 学長は、本調査の結果、研究活動の不正行為が行われなかったと判断したときは、前項の規定による研究費の支出停止措置を直ちに解除するものとする。

(弁明)

**第 1 1 条** 調査委員会は、本調査の実施に当たって、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

2 調査委員会は、通報等が悪意に基づく虚偽の通報等に該当するか否かの認定に当たって、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の報告・通知)

**第 1 2 条** 委員長は、本調査の終了後、当該調査結果の報告書を作成し、直ちに学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告書を提出されたときは、理事会にこれを報告するとともに、当該調査結果を通報者及び被通報者に通知しなければならない。

(不服申立て)

**第 1 3 条** 調査委員会が認定した調査結果について不服がある場合には、通報者又は被通報者は、前条第 2 項の規定による通知を受けた日から 1 4 日以内に、学長に対し、不服申立てをすることができる。

2 学長は、前項の規定による申立てがあったときは、当該申立ての内容を精査し、必要に応じて、調査委員会に対し、再調査を命じるものとする。

3 前条の規定は、前項の再調査について準用する。

(調査内容等の公表)

**第 1 4 条** 学長は、本調査の結果に基づき、研究活動の不正行為が行われたと判断したときは、当該調査内容等を速やかに公表しなければならない。

(不正行為の処分手続)

**第 1 5 条** 学長は、被通報者が本大学の教員、学校法人明治大学（以下「法人」という。）が設置する学校の教諭又は法人の職員である場合で、本調査の結果に基づき、研究活動の不正行為が行われたと判断したときは、明治大学学部教授会規程、学校法人明治大学教職員就業規則等校規に基づき必要な手続を経た上で、理事会に対し必要な処分を申請するものとする。

2 学長は、被通報者が在学生の場合で、本調査の結果に基づき、研究活動の不正行為が行われたと判断したときは、明治大学学則、明治大学大学院学則又は明治大学専門職大学院学則等校規に基づき、在籍する学部教授会、大学院委員会又は研究科教授会の議を経て、処分を行う。

(是正措置)

**第 1 6 条** 学長は、本調査の結果に基づき、研究活動の不正行為が行われたと判断したときは、速やかに再発防止のために必要な是正措置を講じなければならない。

(通報者等の保護)

**第 1 7 条** 本大学の構成員は、通報が悪意に基づく虚偽の通報等であると認

定した場合を除き、通報者に対し、通報等を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 本大学の構成員は、被通報者に対し、当該通報等にかかわる事項以外のことについて、不利益な取扱いをしてはならない。

3 本大学の構成員は、予備調査、本調査等への協力をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

**第18条** この規程にかかわる業務に従事している者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

**第19条** この規程に定めるもののほか、規程の運用に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

**第20条** この規程に関する事務は、研究推進部が行う。

(規程の改廃)

**第21条** この規程を改廃するときは、倫理審査委員会の議を経なければならない。

**附 則** (2007年度規程第42号)

この規程は、2007年(平成19年)11月8日から施行する。

(通達第1607号)

**附 則** (2009年度規程第7号)

この規程は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

**附 則** (2014年度規程第33号)

(施行期日)

1 この規程は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1号及び第5号の規定は、施行日以降に行われた通報等及び研究活動において適用し、施行日の前日までに行われた通報等及び研究活動については、なお従前の例による。

(通達第2324号)(注 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン及び研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに対応するための責任体制の整備並びに手続等の変更に伴う改正)

**附 則** (2017年度規程第36号)

この規程は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。  
（通達第2538号）（注 法科大学院法務研究科を専門職大学院に位置付けることに伴う  
改正）